

日本企業振興協同組合から組合員の皆様へ、お役立ち情報や研修のご案内などをお知らせいたします。

TOPICS

💡 ミャンマー国籍の方の在留資格認定証明書の有効期間の延長について

～在ミャンマー日本国大使館 発信～

現在、ミャンマー労働省による送り出し制度の改革及びミャンマー中部において発生した震災等の影響により、ミャンマー労働省が発給する海外労働身分証明カード(OWIC)の発給が遅れていることから、当面の間、在ミャンマー大使館において所定の査証申請手続を経て発給された有効な査証を所持している場合には、ミャンマー国籍の方の就労に関する在留資格認定証明書(当該在留資格に係る「家族滞在」を含む。以下、COE)の有効期間を3か月から6か月に延長します。

①入管庁による措置(1)対象となる在留資格／COEの対象となる全ての就労資格及びそれに係る「家族滞在」に限る、(2)対象となる国籍者／ミャンマー国籍者、(3)有効とみなす期間／COEの作成年月日から6か月、(4)有効とみなす条件／受入機関等が「引き続き、COE交付申請時の活動内容どおりの受け入れが可能である」ことを記載した文書を在ミャンマー日本国大使館へ提出し、且つ在ミャンマー

日本国大使館交付の査証を所持している場合。②上記1を踏まえ、日本への就労を目的としたミャンマー人にかかる査証発行については以下のとおりといたします。①有効な査証を所持せず、上記1(1)のCOE(作成年月日から6か月以内のもの)を所持する方は、上記1(4)の受入機関等作成文書(様式適宜)を旅券及び査証申請書類と併せて提出してください。②有効な査証を所持し、上記1(1)のCOE(作成年月日から6か月以内のもの)を所持する方は、上記1(4)の受入機関等作成文書を取得の上で、有効な査証が貼付されている旅券とともに携行して訪日してください(必要に応じて本邦入国時に右文書を提示し、上陸審査を受ける)。③なお、お持ちのCOEが作成年月日からすでに6か月を経過している場合には、COEを再申請してください。

(参考)出入国在留管理庁
「ミャンマー国籍の方の在留資格認定証明書の有効期間の延長について」
https://www.moj.go.jp/isa/10_00229.html

MEMO

📝 ビジネスひとロメモ

マイクロマネジメント

上司やリーダーが部下や新人の行動を過度に管理し、細かく指示を出す管理スタイルを指す。このスタイルは、部下の自主性を奪い、モチベーションを低下させることが多く、結果としてチーム全体の成長を妨げる要因となる。

【特徴(上司→部下)】

・過干渉 ・信頼の欠如 ・悪影響

【原因】

・不安や恐れ(部下) ・自己顕示欲(上司)

【改善策】

・コミュニケーションの強化
・目標の明確化
・定期的なフィードバック

マイクロマネジメント(例)

・状況確認をしつこく頻繁に行う
・メールのCCに常に自分を追加するよう指示する など



INFO

① 事務局より

～あいおいニッセイ同和損害保険との共催セミナー～

株式会社イチネン様にもご後援いただき、年内は5月・7月・9月・11月と隔月でテーマを変えての実施予定です。詳細は、開催1週間前迄に別途メールでのお知らせを予定しています。

5月は以下の内容を予定しております。

■日時

2025年5月22日(水)13:30～15:00

■内容

外国人雇用の“基本と今”セミナー
～制度・リスク・成功のポイント～

■場所

あいおいニッセイ同和損害保険
岡山ビル8F第二会議室
(岡山市北区磨屋町10-16)